**平成２５年（フ）第１８８号**
大阪市淀川区木川西１丁目12番17号　ラフィーネ新大阪406号
債務者　清水　正和
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２５０９号**
大阪府池田市鉢塚１丁目６番22号　パストラルコート103
債務者　伊藤　良之
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２７３８号**
大阪府枚方市渚本町５番60号
債務者　本間　久子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２７４８号**
大阪府東大阪市渋川町１丁目８番15号
債務者　田窪　隆二
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２７４９号**
大阪府東大阪市渋川町１丁目８番15号
債務者　田窪　一行
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２８６１号**
大阪市福島区福島８丁目16番15―402号
債務者　笹谷　正広
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２８９８号**
大阪市鶴見区今津北４丁目15番15号　シャルムＫ２―305号
債務者　川﨑　勝彦
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２９２８号**
大阪市城東区東中浜５丁目６番９号　シャトレ・ド・レスト306
債務者　田中　亮太
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２９２９号**
大阪府箕面市瀬川２丁目14番26号
債務者　小谷　松枝
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３１２１号**
大阪市淀川区木川西２丁目26番13号コーポ木川２Ｆ
債務者　佐藤　輝子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３１２２号**
大阪市住之江区平林南２丁目３番１―206号
債務者　太田　松子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３３５号**
さいたま市岩槻区諏訪３丁目２番地１　高層１号314
債務者　清野　智里
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第２８４号**
埼玉県越谷市南越谷４丁目12番地３　402
債務者　小川　喜男
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第１３１号**
千葉県八街市八街は２番地309
債務者　木下　　進
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２６年（フ）第１３２号**
千葉県八街市八街は２番地309
債務者　木下　　愛
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２６年（フ）第１３７号**
千葉県八街市八街ほ406番地８
債務者　猪俣　昌友
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２６年（フ）第１４５号**
千葉県八街市八街に251番地
債務者　宇佐美昌子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２６年（フ）第１４６号**
千葉県八街市八街ほ402―６　サンコート ヴィラ101、住民票上の住所千葉県八街市八街に251番地
債務者　宇佐美浩利
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部